広報 いずみざき

昭和59年8月1日発行　（第205号）　編集・泉崎村役場総務課　印刷・野木印刷所

村づくり五原則

一、皆んなで手をつなぎ生きがいと幸せをつくろう。
一、きれいな環境と健康なからだをつくり快適な生活をめざそう。
一、知性と教養を高め文化の営みをさかんにしよう。
一、働く喜びを味わい豊かな生産を上げよう。
一、皆んなで心を合わせ平和で明るい郷土をつくろう。

勝利への厳しい目

第五分団（自動車ポンプ）消防操法県大会連続出場

消防操法競技大会白河支部大会が七月二十七日白河市南湖グランドで行なわれ、自動車ポンプの部に第五分団、小型ポンプの部には第一分団がそれぞれ出場した。

自動車ポンプの部に出場した第五分団は、連続優勝し、前回昭和五十七年に続いて県大会に出場する。

小型ポンプの部に出場した第一分団は、優勝はのがしたものの大健闘し入賞した。

競技出場選手は次のとおり。

○自動車ポンプの部
西槙芳智　木野内啓
田崎　勝　深沢明男
小林嘉治　大塚丈夫

○小型ポンプの部
久保木光　大森貞春
大森正一　小林一美
橋本正次

〈村のうごき〉

（7月1日現在）

人口	5711人
男	2825人
女	2886人
世帯数	1235戸

昭和59年 **8月号**

命を守るのがそんなに面倒くさいのですか

シートベルトの着用者たったの三割弱

七月二十・二十一日役場前でシートベルト着用指導

「車を運転中、崖から転落して三回転し、車が逆さまになって止まった時には、宙づりの状態でした。でも、シートベルトを締めていたおかげで、ほとんど衝撃がなく、肩にかすり傷を負っただけ。生きていられたのが信じられません」シートベルトを締めていたおかげで、命が助かったほんの一例です。

シートベルトは、車を運転するときの〝命綱〟――しかし、着用率はまだまだ低く、ドライバー十人中三人にも満たない、という嘆かわしい実情です。そして、「自動車乗車中の死者の九八%が、シートベルトをしていなかった」(警察庁調査)という見逃せない結果も報告されています。

三秒のゆとりが命を救う

「シートベルトなんて面倒くさい」「きゅうくつだ」「安全運転をしているから大丈夫だ」

というのが、敬遠される主な理由ですが、シートベルトの着脱は、ほとんどがワンタッチ式。ほんの二、三秒もあればすむことなのです。

では、車が衝突したときのショックは、どのくらいになるのでしょうか。時速二〇キロで固定壁にぶつかった場合。そのショックはドライバーの体重の六倍以上といわれています。たかが二〇キロのスピード、そのくらいなら腕や足で支えられるという人がいるかもしれません。しかし、腕や足で支えられる力はせいぜい体重の二倍から三倍。とても、自分の腕や足だけで、命を守りきれるものではありません。

そんなときに、あなたの命を守るために威力を発揮するのがシートベルトです。その効果をみてみましょう。

●シートベルトをすると、運転姿勢が正しく保たれ運転疲労が軽減されます。また、安全意識も向上するなど事故を予防する効果が生まれます。

●衝突事故に遭った場合、フロントガラスや車内の突起物に、頭部や胸部を強打することを防ぎます。シートベルトをしていれば、頭蓋骨骨折や脳挫傷などによる死亡は、半分以下におさえられるといわれます。

●激突時のショックで起こる車外放出を防ぎます。

●転落時のショックで気絶したり負傷したりすることを防ぎ、自力で脱出しやすくなります。

きょうから実践　シートベルトの着用を

このように、交通事故の際にあなたの何よりも有効な〝命綱〟となってくれるシートベルトの着用は、いまや運転操作のひとつなどだということを、ぜひ肝に銘じてください。

マイカーによるレジャーや帰省の機会も多くなる季節。「シートベルトなしでクルマに乗るな！」

きょうから徹底したいものです。

九月二日

福島県知事選挙

福島県知事選挙は県民の総意を県政に反映させる重要な選挙です。

◎棄権をしないように、投票は住民が地方自治に参加するよい機会です。

こぞって投票するよう望みます。

◎この一票、私が築く

福島県

昭和五十五年（前回）の県知事選挙は、有権者各位の良識ある自主投票によって郡内第三位の好成績で自治行政の上にも最大な好果が得られました事を厚く御礼申し上げると共に、今回の県知事選挙にも有権者各位の御理解ある清き一票を是非あなたの手で

◎総参加みんなでひらく

福島県

九月二日～それは県知事選挙の投票日

私もあなたも忘れずに

（選管）

三ない運動

「三ない運動」という言葉を御存じでしょうか。

「三ない」とは

「贈らない

求めない

受け取らない」

ということです。つまり、「三ない運動」とは、寄附に関係のある行為をしないようにしようという運動なのです。

選挙法は、現に公職にある者、候補者及び候補者になろうとする者は、その選挙区内にある者に対して、いかなる名義であっても寄附をしてはならないと定めています。また、公職にある者や候補者等に対して寄附の勧誘や要求をすることも禁止されています。

選挙に出ようとする人は、自分の選挙区に名前を売りこんでおかなければなりません。そのためには、選挙区内の冠婚葬祭や運動会などの機会をとらえて寄附をするのが最も手っ取り早い方法なのです。

しかし、たとえ寄附という名目であっても、往々にして事前の買収とみられる場合が少なくありません。そして、事前運動の意図をもった寄附も他意のない寄附も、外形的には同じであることが多いのです。

従って、選挙法は、どのような意図であるかを問わず、また、通常の社交の程度のものも含めて、寄附を禁止しているのです。

「贈らない。求めない。受け取らない。」を常日頃から心がけるようにして下さい。

泉崎村職員採用候補者（大学卒程度）試験のお知らせ

採用予定人員

行政職　若干名

受験資格

日本国籍を有し、昭和三十年四月二日から昭和三十八年四月一日までに生まれた者（学歴不問）その他。

試験日及び場所

第一次試験

昭和五十九年九月三十日（日）午前十時

福島県自治会館（福島市）

受験手続及び受付期間

(1)申込用紙の請求

申込用紙は、役場で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「大学卒程度試験申込用紙請求」と朱書し、六十円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必らず同封して下さい。

(2)申込の方法

①申込用紙に必要事項を記入して、本村役場に提出してください。申込書を郵送する場合は六十円切手をはった自分宛の封筒を同封しその表に「大学卒程度試験申込」と朱書して送付して下さい。

②受験票を受領したときは、六ケ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向、縦六cm×横四・五cm）一枚を写真覧にはって受験当日に必らず持参して下さい。

(3)受付期間

八月三十一日㈮午後五時まで。郵便による申込書提出の場合は、八月二十七日㈪までの消印のあるものに限り受付けます。

その他詳しいことは、役場総務課（電話二一一一番）までお問い合せください。

母さんのくらしの知恵大集合

第二回生活の工夫展

七月十四、五日中央公民館にて開催。入賞者は次のとおり。

村長賞　遠藤チエ子「メモボード」
公民館長賞　佐藤登喜子「おやつコロッケ」
会長賞　中野目栄子「泥仕事用エプロン」
アイディア賞
「目玉焼型」　藤原ヨシ子
「きゅうり・ナスつけ物」　中野目キヨ子
「サロン前掛け」　小林　チイ
入賞
「そばずし」　本柳　タイ
「人参プリン」円谷サト子
「かき餅せんべい」　熊井　文子
「川魚の保存食」　星　勝江
「じゃがいもだんご」　五十嵐クニ子
「なすのひき肉はさみ揚」　鈴木　てい
「ベスト」　小林ヨシ子
「親子ペアー湯上がり」　佐藤ヒロ子
「手ふきさげ」菊地　信子
「花びん」　石井　初代
「うちわさし」大塚　節子
「くつ干し」　本柳百合子
「鴨居かけ」五十嵐きえ子
「香りと健康枕」　菊地美津子
「タバコ小出し用」　高橋テル子

成人式は八月十五日

昭和五十九年度の成人式は八月十五日午前十時から環境改善センターで行う。

今年度成人証書を受ける成人者は昭和三十八年四月二日から三十九年四月一日までに生れた者で去る五十四年三月中学校を卒業した男子四十七名女子六十名計一〇七名である。

当日九時半から受付け、十時から式が行われ、成人証書及び記念品が村長から授与される。

七夕席書大会及び展示会

去る七月七日（土）泉崎村書道会発足記念行事とし小中学生参加の席書大会を行ったが六十名の一生けん命に書いた作品の展示会を開いた。入賞者は次の通り

特選　一小五年中野目千春、二小五年田崎淑子、一小六年橋本純子、二小六年岡部記代子、中学一年木野内悟、

金賞　一小五年小林優子、二小六年松山由美、中学一年菊地秀勝、

銀賞　一小五年熊谷亜紀子、寺山美和、小林真由美、佐々木恭子、六年小林淳子、橋本千春、林　大輔、本柳真一、二小五年浅野由美、中学一年田崎貴子、

銅賞　一小五年藤原里美、水野里美、大野奈美、須藤静恵、野崎かおり、高崎里美、六年田中ちよ子、佐藤昌子、小林美紀、久保木かおり、白岩悦子、石井こづえ、中畑美枝、三村有希、二小五年会田美千江、岩谷良子、中学一佐藤和子

なお当日は行事が多いため参加者は六十名にすぎなかったので八月七日（火）に行なう。

局だより

○ミニレターのご利用を

ミニレター（郵便書簡）は、便せん、封筒を兼ねたもので、はがきの約三倍の分量が書けます。しかも切手を貼る必要がなく封をするだけでお出しになれます。

また、全体の重さが二五グラム以内なら、写真や紙片目どの薄いものを封入することができますし、料金も五〇円ですから封書よりお得です。携帯用として、旅先などで大変便利です。ぜひご利用ください。

○郵便小包のご利用を

旅先でご家庭やお友達へのおみやげ品を持ち歩くのは大変です。そんな時郵便小包で送ってはいかがでしょうか。

郵便局では、皆さまからお預りした小包を、ぐーんとスピードアップしてお届けします。

身近な輸送手段としてぜひご利用ください。

（泉崎郵便局）
（関平便便局）

═国保だより═

国保と交通事故

けがは国保で治療できます

交通事故など、第三者から傷害をうけた場合、その医療費は、被害者に重大な過失のない限り、加害者が全額負担すべきものです。

本来なら、医療費は加害者が直接お医者さんに支払うべきすじのものなのです。

ところが、現実には、加害者と話し合いがつかなかったり、加害者に金の持ち合わせのない場合が多いわけで、そういう場合、国保を使って治療をうけることはもちろん差しつかえありません。

ただし、この場合、医療費は、本来加害者が負担すべきものを、国保が一時立てかえて支払ってやっていることになります。

したがって、国保としては、あとで加害者にその立てかえ分を請求することになります。

届出は必ずしてください

もし国保が交通事故がおきたことを知らないでいたら、加害者が負担すべき治療費を国保が知らないで負担していることになり、加害者に対してもつ当然の請求権を放棄してしまうことにもなりかねません。

ですから、たとえどんな軽いケガでも、必ず国保に届け出てください。

交通事故にあったとき

❶必ず警察に届けよう

❷免許証をみせてもらおう

その際、住所、氏名、車のナンバーなどをメモすること。

❸示談は慎重に

国保・警察に届出をする前には示談を結ばないこと。

❹目撃者をさがそう

目撃者をさがして、住所、氏名を聞いておくこと。

人権擁護委員に

岡部さんと本柳さん

このたび、次の方が人権擁護委員として法務大臣から委嘱されましたのでお知らせします。

○岡部博道（関和久字富内五　電話三五五六）

○本柳百合子（泉崎字次部田一　電話二〇二八）

委員のお仕事は、借地借家・離婚・扶養・相続などの家庭問題でお困りの方について相談を担当されてます。

なお、相談は、無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

自衛官募集中

防衛庁ではただ今、自衛官を募集しています。健全な生活、安定した職場……そこにあなたの望む明るい将来の夢があります。若いあなたの入隊をお待ちしています。

手続きなど詳しくは、自衛隊白河募集事務所（電話〇二四八二―四―〇三七二）へお気軽におたずね下さい。

情報や文化を運び続ける貴重な財産――道

泉崎大橋

道路をまもる月間

古代の交易路として有名なシルクロード――中国と地中海東岸を結ぶこの道は、絹や宝石などとともに、仏教をはじめとする多くの〝文化〟を運び続け、東西交流の大切なパイプ役を果たしてきました。

このシルクロードに象徴されるように、道路は、遠い昔から人や物の往来とともに、さまざまな情報や文化を運び続けてきたのです。

〈道に感謝を〉

古い街道を歩くと、路傍に「道祖神」「塞(さえ)の神」などと呼ばれる石像を見かけんことがあります。男女が手をとりあっているものや、お地蔵さまに似ているもの、また石塔状の塚など、形は地方によって異なりますが、これらはいずれも〝道の神様〟。道路の悪霊を追い払い、道行く人々の安全を守るとされています。

路傍にたたずむ、これらの素朴な神々には、先人たちの道に対する畏敬と感謝の気持ちがこめられているのです。

〈道路はみんなの財産〉

八月は「道路をまもる月間」です。時代の流れとともに、道路の果たす役割も変化してきました。今では、コミュニケーション・情報活動の場としてはもちろんのこと、防災空間としても、大切な役割を担うようになりました。しかし、いつの時代にあっても、わたしたちの社会生活を支える基盤であることに変わりはありません。

道路は、わたしたちみんなの貴重な財産です。シルクロードの昔から、道路が人や文化を絶えることなく運び続けてきたように、わたしたち自身もまた、「道祖神」に託した先人たちの道に対する思いを、いつまでも運び続けていきたいものです。

きれいな広告で住みよい街を
―屋外広告物をきれいにする運物―

八月一日から一カ月間、「屋外広告物をきれいにする運動」が行なわれます。

県内には、屋外広告物を表示してはいけない地域や街路樹道路標識のように表示が禁止されているものが少なくありません。特に認められているもの以外は県知事の許可が必要です。

このため、県ではこの月間中、美観風致の維持、危険防止のため法令の規定に違反している、はり紙、はり札、立看板などの除却や違反野立広告物の除却一掃に努めておりますので、県民のみなさんのご協力をお願いします。屋外広告物に関するお問いあわせは、福島県白河建設事務所総務課行政係へお願いします。電話〇二四八二―二―二一一一（内三〇四）

おいわい　おめでた　おくやみ

結婚おめでとう

ございます

	住所
新郎　新婦	
白岩　孝夫	泉崎字坊頭窪
崇子	二十六番地
北住　幸雄	北平山字竹ノ
幸	内百十六番地
箭内　一美	踏瀬字大山五
ひろ子	十二番地

出産おめでとう

ございます

お子様名	父名
泉崎字桎内二十三番地	
本柳　広樹	廣美
踏瀬字新池下二十三番地の四	
鈴木　純江	義男
北平山字堂ノ下三番地	
星　輝彦	貞雄
泉崎字神田五十九番地	
松川　厚子	俊雄
太田川字岩崎七番地	
橋本瀬里菜	一男

謹しんでお悔み申し上げます

踏瀬字踏瀬十一番地	
白岩　太吉	
北平山字山寺五十八番地	
穂積　ハル	